

# 社団法人 障害者武道協会 規約

平成21年6月15日

第1条 一般社団法人障害者武道協会（以下、「協会」と云う）の定款に定めのないものを規約とし定める。  
これを障害者武道協会規約と称す。

第2条 協会は、事務局を 東京都世田谷区世田谷4-28-1 国士舘大学武道德育研究所に置く。  
また、地区事務所を置くことができる。

第3条 協会の定める定款のほか以下の様に規約で定め、定款以外の人事組織を代表理事の承認を得て置く。任期は、定めない。

顧問	若干名
非常勤理事	定款で定める理事を常務理事とし規約で定める理事（非常勤）とする。
事務局長	1名
事務局	必要に応じて
会員	定款で定める者を正会員とし賛助会員を会員と称す。 総会での決議権限は、正会員が有する。
法人会員	制限なし

第4条 協会会員は、以下の通りとし年会費を定める。

正会員	5,000円
賛助会員	2,000円
法人会員	10,000円（複数口可）
名誉会員	なし

第5条 役員会は、代表理事、副代表理事、監事で構成する。

第6条 協会の定款、規約に定めのない事項は、法令を遵守し理事会の協議で決定する。

以上

## 社団法人障害者武道協会 収支案予算

(第1期 平成21年6月1日～平成22年5月31日)

収入の部	金 額	摘 要
会 費	370,000	正 会 員14名×5,000 = 70,000 賛助会員50名×2,000=100,000 法人会員20口×10,000 = 200,000
補 助 金	100,000	
販 売	20,000	
計	490,000	
支出の部	金 額	摘 要
法人登録費	150,000	印紙他
会 議 費	40,000	
慶 弔 費	30,000	
宣伝広告費	100,000	
通 信 費	50,000	
交 通 費	30,000	
雑 費	90,000	
計	490,000	

会費 正会員 5,000円    賛助会員 2,000円    法人会員 10,000円(複数口可)  
 名誉会員 無料

# 社団法人 障害者武道協会 年間事業計画

第1期 平成21年6月1日～平成22年5月31日

月日	内 容	場 所
平成21年度		
6月15日	(社)障害者武道協会運営協議会 事業計画案、役員案、収支予算案の策定	国土館大学(世田谷区)
8月8日	第2回全国視覚障害者学生柔道大会	浜松市浜北総合体育館 グリーンアリーナ(静岡県浜松市)
8月9日	第1回(社)障害者武道協会 理事総会設立	浜松武道館(会議室)
8月9～10日	全国視覚障害者学生柔道合宿併に研究会	浜松武道館(格技場) (静岡県浜松市)
10～11月	東京都立青鳥特別支援学校 障害者武道講習会	青鳥特別支援学校(世田谷区)
11月中旬	2009 障害者武道講習会	未定
平成22年度		
2月初旬	役 員 会	静岡県下田市
3月中旬	第3回全国視覚障害者学生柔道大会 実行委員会打合せ	東京都 国土館大学
5月中旬	理 事 会	静岡県浜松市